

# 令和6年第2回美浜町議会定例会議案

令和6年6月4日提出

## 目 次

|         |                                                                                |       |    |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|-------|----|
| 報告第 2 号 | 令和5年度美浜町一般会計継続費通次繰越しについて                                                       | ・ ・ ・ | 1  |
| 報告第 3 号 | 令和5年度美浜町一般会計繰越明許費について                                                          | ・ ・ ・ | 3  |
| 報告第 4 号 | 令和5年度美浜町一般会計事故繰越について                                                           | ・ ・ ・ | 5  |
| 報告第 5 号 | 専決処分事項の報告について                                                                  | ・ ・ ・ | 7  |
| 報告第 6 号 | 専決処分事項の報告について                                                                  | ・ ・ ・ | 10 |
| 議案第33号  | 美浜町総合公園の整備事業に関する令和6年度委託業務協定書の締結について                                            | ・ ・ ・ | 12 |
| 議案第34号  | 美浜町運動公園の整備事業に関する令和6年度委託業務協定書の締結について                                            | ・ ・ ・ | 13 |
| 議案第35号  | 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について | ・ ・ ・ | 14 |
| 議案第36号  | 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について                                                        | ・ ・ ・ | 16 |
| 議案第37号  | 美浜町空家等適正管理条例の一部を改正する条例について                                                     | ・ ・ ・ | 18 |
| 議案第38号  | 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について                                                      | ・ ・ ・ | 20 |
| 議案第39号  | 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について                                                    | ・ ・ ・ | 22 |
| 議案第40号  | 令和6年度美浜町一般会計補正予算（第1号）                                                          | ・ ・ ・ | 別添 |
| 議案第41号  | 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                                                    | ・ ・ ・ | 別添 |

## 報告第 2 号

令和 5 年度美浜町一般会計継続費通次繰越しについて

令和 5 年度美浜町一般会計予算に係る継続費の通次繰越しについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

令和5年度美浜町一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

| 款    | 項      | 事業名      | 継続費の総額        | 令和5年度継続費予算現額  |             |               | 支出済額及び支出見込額   | 残額          | 翌年度通次繰越額    | 左の財源内訳 |            |            |            |
|------|--------|----------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|-------------|-------------|--------|------------|------------|------------|
|      |        |          |               | 予算計上額         | 前年度通次繰越額    | 計             |               |             |             | 繰越金    | 特定財源       |            |            |
|      |        |          |               |               |             |               |               |             |             |        | 国庫・県支出金    | 地方債        | その他        |
| 8土木費 | 5都市計画費 | 都市公園整備事業 | 2,083,200,000 | 1,512,215,800 | 547,984,200 | 2,060,200,000 | 1,909,982,910 | 150,217,090 | 150,217,000 | 0      | 66,000,000 | 66,000,000 | 18,217,000 |
| 合 計  |        |          | 2,083,200,000 | 1,512,215,800 | 547,984,200 | 2,060,200,000 | 1,909,982,910 | 150,217,090 | 150,217,000 | 0      | 66,000,000 | 66,000,000 | 18,217,000 |

### 報告第 3 号

令和 5 年度美浜町一般会計繰越明許費について

令和 5 年度美浜町一般会計予算に係る繰越明許費の繰越しについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

令和5年度美浜町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款      | 項               | 事業名                      | 金額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳      |             |            |            |            |
|--------|-----------------|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|
|        |                 |                          |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |            |            | 一般財源       |
|        |                 |                          |             |             |             | 国庫・県<br>支出金 | 繰入金        | 町債         |            |
| 2 総務費  | 1 総務管理費         | 公用車購入事業                  | 5,000,000   | 0           | 0           | 0           | 0          | 0          | 0          |
| 2 総務費  | 3 戸籍住民基本<br>台帳費 | 戸籍情報システム<br>改修業務委託       | 3,894,000   | 3,894,000   | 0           | 3,894,000   | 0          | 0          | 0          |
| 2 総務費  | 3 戸籍住民基本<br>台帳費 | 住基システム<br>改修業務委託         | 5,247,000   | 5,247,000   | 0           | 5,247,000   | 0          | 0          | 0          |
| 2 総務費  | 3 戸籍住民基本<br>台帳費 | 戸籍附票システム<br>改修業務委託       | 2,464,000   | 2,464,000   | 0           | 2,464,000   | 0          | 0          | 0          |
| 3 民生費  | 1 社会福祉費         | 価格高騰重点支援<br>給付金追加給付事業    | 94,991,000  | 94,991,000  | 0           | 94,991,000  | 0          | 0          | 0          |
| 3 民生費  | 1 社会福祉費         | 価格高騰重点支援<br>給付金          | 13,294,000  | 13,294,000  | 0           | 13,294,000  | 0          | 0          | 0          |
| 4 衛生費  | 1 保健衛生費         | 予防接種事業                   | 363,000     | 363,000     | 0           | 0           | 0          | 0          | 363,000    |
| 4 衛生費  | 1 保健衛生費         | 新型コロナウイルス<br>ワクチン接種事業    | 734,000     | 734,000     | 0           | 734,000     | 0          | 0          | 0          |
| 8 土木費  | 2 道路橋梁費         | 町道4106号線道路<br>改良事業       | 2,500,000   | 2,500,000   | 0           | 0           | 0          | 0          | 2,500,000  |
| 8 土木費  | 2 道路橋梁費         | 奥田駅前歩道整備事業               | 6,600,000   | 5,700,000   | 0           | 2,650,000   | 0          | 2,100,000  | 950,000    |
| 8 土木費  | 2 道路橋梁費         | 町道奥田・河和線<br>道路改良事業       | 5,000,000   | 4,600,000   | 0           | 0           | 0          | 0          | 4,600,000  |
| 8 土木費  | 2 道路橋梁費         | 町道森越・石坂平井線<br>交差点改良事業    | 10,000,000  | 9,900,000   | 0           | 0           | 0          | 0          | 9,900,000  |
| 8 土木費  | 2 道路橋梁費         | 町道5327号線橋梁<br>道路改良事業     | 4,000,000   | 4,000,000   | 0           | 0           | 0          | 0          | 4,000,000  |
| 8 土木費  | 5 都市計画費         | 美浜町総合公園の拡張<br>事業に関する委託業務 | 72,000,000  | 71,598,000  | 0           | 36,500,000  | 2,298,000  | 32,800,000 | 0          |
| 8 土木費  | 5 都市計画費         | 美浜町運動公園の整備<br>事業に関する委託業務 | 85,000,000  | 85,000,000  | 0           | 42,043,000  | 5,157,000  | 37,800,000 | 0          |
| 8 土木費  | 5 都市計画費         | 陸上競技場使用料券売<br>機          | 3,410,000   | 3,410,000   | 0           | 0           | 3,410,000  | 0          | 0          |
| 9 消防費  | 1 消防費           | 消防団詰所設計事業                | 4,500,000   | 4,500,000   | 0           | 0           | 0          | 0          | 4,500,000  |
| 10 教育費 | 3 中学校費          | 河和中学校ポンプ室<br>動力盤移設工事     | 990,000     | 990,000     | 0           | 0           | 0          | 0          | 990,000    |
| 合 計    |                 |                          | 319,987,000 | 313,185,000 | 0           | 201,817,000 | 10,865,000 | 72,700,000 | 27,803,000 |

## 報告第4号

令和5年度美浜町一般会計事故繰越について

令和5年度美浜町一般会計予算に係る事故繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

美浜町長 八 谷 充 則

令和5年度美浜町一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

| 款     | 項       | 事業名                                  | 支出負担行為額    | 左の内訳      |            | 支出負担行為<br>予定額 | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳           |             |           |    |           | 説明                                                                                |
|-------|---------|--------------------------------------|------------|-----------|------------|---------------|------------|------------------|-------------|-----------|----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|       |         |                                      |            | 支出済額      | 支出未済額      |               |            | 既収入<br>特定財源      | 未収入特定財源     |           |    | 一般財源      |                                                                                   |
|       |         |                                      |            |           |            |               |            |                  | 国庫・県<br>支出金 | 繰入金       | 町債 |           |                                                                                   |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 用地売買に伴う分筆登記業務（町道4106号線、町道4117号線）     | 212,575    | 0         | 212,575    | 212,575       | 212,575    | 0                | 0           | 0         | 0  | 212,575   | 取引相手との内容の協議に時間を要したため                                                              |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 用地買収に伴う所有権移転等登記業務（町道4106号線、町道4117号線） | 53,372     | 0         | 53,372     | 53,372        | 53,372     | 0                | 0           | 0         | 0  | 53,372    | 取引相手との内容の協議に時間を要したため                                                              |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 道路局部改良工事用地購入（町道4106号線、町道4117号線）      | 2,614,050  | 0         | 2,614,050  | 2,614,050     | 2,614,050  | 0                | 0           | 0         | 0  | 2,614,050 | 取引相手との内容の協議に時間を要したため                                                              |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 用地売買に伴う所有権移転等登記業務（町道2170号線）          | 23,562     | 0         | 23,562     | 23,562        | 23,562     | 0                | 0           | 0         | 0  | 23,562    | 登記にかかる法務局手続きに時間を要したため                                                             |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 道路局部改良工事用地購入（町道2170号線）               | 67,650     | 0         | 67,650     | 67,650        | 67,650     | 0                | 0           | 0         | 0  | 67,650    | 登記にかかる法務局手続きに時間を要したため                                                             |
| 8 土木費 | 5 都市計画費 | 都市公園整備事業                             | 38,943,300 | 7,776,450 | 31,166,850 | 31,166,850    | 31,166,850 | 起債<br>13,000,000 | 14,500,000  | 3,666,850 | 0  | 0         | UR都市機構との契約締結後、工事を発注する際技術者確保や工事単価について折り合いがつかず、工事内容の計画変更等に不測の日時を要し、年度内の完了が困難となったため。 |
| 合 計   |         |                                      | 41,914,509 | 7,776,450 | 34,138,059 | 34,138,059    | 34,138,059 | 13,000,000       | 14,500,000  | 3,666,850 | 0  | 2,971,209 |                                                                                   |

報告第 5 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、  
別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 25 日

美浜町長 八 谷 充 則

損害賠償の額及び和解について

- 1 事故発生日時 令和 6 年 2 月 14 日 午前 8 時 07 分頃
- 2 事故発生場所 美浜町大字奥田字石亀 239 番地 7
- 3 事故の概要

巡回ミニバスが店舗駐車場から国道へ右折しようとしたところ、南進してきた自転車と接触した。

#### 4 損害賠償の額及び和解内容

| 当 事 者 | 美 浜 町    | 相 手 方   |
|-------|----------|---------|
| 査定損害額 | 23,820 円 | —       |
| 過失割合  | 75%      | 25%     |
| 賠償金額  | 0 円      | 5,955 円 |

和解の内容

相手方が美浜町に対し、本事故に関する損害賠償金（過失割合 25%）を支払うものとする。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 21 日

美浜町長 八 谷 充 則

損害賠償の額及び和解について

- 1 事故発生日時 令和 6 年 2 月 14 日 午前 8 時 07 分頃
- 2 事故発生場所 美浜町大字奥田字石亀 239 番地 7
- 3 事故の概要

巡回ミニバスが店舗駐車場から国道へ右折しようとしたところ、南進してきた自転車と接触した。

#### 4 損害賠償の額及び和解内容

| 当 事 者 | 美 浜 町     | 相 手 方     |
|-------|-----------|-----------|
| 査定損害額 | —         | 224,904 円 |
| 過失割合  | 100%      | 0%        |
| 賠償金額  | 224,904 円 | —         |

和解の内容

美浜町が相手方に対し、本事故に関する損害賠償金の全額を支払うものとする。

報告第 6 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、  
別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年５月１１日

美浜町長 八 谷 充 則

損害賠償の額及び和解について

- 1 事故発生日時 令和６年３月６日 午後１時３１分頃
- 2 事故発生場所 美浜町大字河和字北田面１０６番地先路線上
- 3 事故の概要

美浜町役場バス停に停車していた巡回ミニバスの運転手がスライドドアの操作を誤り、降車中の乗客がスライドドアに挟まれた。

#### 4 損害賠償の額及び和解内容

|       |         |         |
|-------|---------|---------|
| 当 事 者 | 美 浜 町   | 相 手 方   |
| 査定損害額 | —       | ９６，０４０円 |
| 過失割合  | １００％    | ０％      |
| 賠償金額  | ９６，０４０円 | —       |

和解の内容

美浜町が相手方に対し、本事故に関する損害賠償金の全額を支払うものとする。

## 議案第 33 号

### 美浜町総合公園の整備事業に関する令和 6 年度委託業務協定 書の締結について

下記のとおり委託業務協定書を締結するため、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年美浜町条例第 50 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

#### 記

- |   |        |                                                          |
|---|--------|----------------------------------------------------------|
| 1 | 協定の目的  | 美浜町総合公園拡張事業                                              |
| 2 | 協定の方法  | 随意契約                                                     |
| 3 | 協定の金額  | 金 90,156,000 円<br>(取引に係る消費税等相当額を含む。)                     |
| 4 | 協定の相手方 | 愛知県名古屋市中区栄四丁目 1 番 1 号<br>独立行政法人都市再生機構中部支社<br>支社長 郡 司 直 人 |

#### 提案理由

この案を提出するのは、美浜町総合公園拡張事業施行のため必要があるからである。

## 議案第 34 号

### 美浜町運動公園の整備事業に関する令和 6 年度委託業務協定 書の締結について

下記のとおり委託業務協定書を締結するため、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年美浜町条例第 50 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

#### 記

- |   |        |                                                          |
|---|--------|----------------------------------------------------------|
| 1 | 協定の目的  | 美浜町運動公園整備事業                                              |
| 2 | 協定の方法  | 随意契約                                                     |
| 3 | 協定の金額  | 金 132,056,300 円<br>(取引に係る消費税等相当額を含む。)                    |
| 4 | 協定の相手方 | 愛知県名古屋市中区栄四丁目 1 番 1 号<br>独立行政法人都市再生機構中部支社<br>支社長 郡 司 直 人 |

#### 提案理由

この案を提出するのは、美浜町運動公園整備事業施行のため必要があるからである。

### 議案第 35 号

美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
の提供に関する条例の一部を改正する条例について

美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

#### 提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年美浜町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- （5） 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- （6） 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項本文中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 議案第 36 号

美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

美浜町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

### 提案理由

この案を提出するのは、美浜町都市公園の使用料等を改めるため、本条例を改正する必要があるからである。

## 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例

美浜町都市公園条例(平成4年美浜町条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

|             |                                                                          |                  |     |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------|-----|
| 都市公園を使用する場合 | 物品販売、募金その他これらに類する行為、業としての写真又は映画の撮影、興行、競技会、展示会、集会その他これらに類する行為のため設けられる工作物類 | 1平方メートル<br>1日につき | 5円  |
|             | 物品販売、募金その他これらに類する行為                                                      | 1人<br>1日につき      | 60円 |
|             | 業としての写真又は映画の撮影                                                           | 1人<br>1日につき      | 60円 |

」

を

「

|             |                                                                          |                  |      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------|------|
| 都市公園を使用する場合 | 物品販売、募金その他これらに類する行為、業としての写真又は映画の撮影、興行、競技会、展示会、集会その他これらに類する行為のため設けられる工作物類 | 1平方メートル<br>1日につき | 25円  |
|             | 競技会、展示会、集会その他これらに類する行為のため都市公園の全部又は一部を独占する行為                              | 1平方メートル<br>1日につき | 5円   |
|             | 業としての写真又は映画の撮影                                                           | 1人<br>1日につき      | 60円  |
|             | 移動販売車による行商、出店その他これらに類する行為                                                | 1台<br>1日につき      | 500円 |

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年6月30日から施行する。

### 議案第 37 号

美浜町空家等適正管理条例の一部を改正する条例について

美浜町空家等適正管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

#### 提案理由

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるからである。

## 美浜町空家等適正管理条例の一部を改正する条例

美浜町空家等適正管理条例（平成 30 年美浜町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「法第 7 条第 1 項」を「法第 8 条第 1 項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 38 号

美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

### 提案理由

この案を提出するのは、愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施に伴い町営住宅の入居資格の取り扱いを明確化するため、本条例を改正する必要があるからである。

## 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

美浜町町営住宅管理条例(平成9年美浜町条例第37号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の次に「、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

### 議案第 39 号

美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

美浜町長 八 谷 充 則

#### 提案理由

この案を提出するのは、通院医療費の給付対象を 18 歳までに拡大させるため、本条例を改正する必要があるからである。

## 美浜町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

美浜町子ども医療費支給条例(昭和48年美浜町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「美浜町精神障害者医療費支給条例(平成20年美浜町条例第7号)」の次に「第6条第1項第1号」を加える。

第4条第1項中「(高校生等にあつては、入院に係る給付に限る。)」を削り、「手続き」を「手続」に改める。

第5条中「(高校生等及びその保護者を除く。)」を削る。

### 附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。